

最終試験結果の要旨	
学位申請者 氏名	NGUYEN THI NGOC THUONG
審査委員	主査 佐賀大学 准教授 藤村美穂 印
	副査 佐賀大学 准教授 辻 一成
	副査 鹿児島大学 教授 豊 智行
	副査 鹿児島大学 教授 田代正一
	副査 鹿児島大学 准教授 坂井教郎
審査協力者	印
実施年月日	令和 2年 8月 19日
試験方法（該当のものを○で囲むこと。） 口答・筆答	
<p>主査および副査5名は、令和2年8月19日の公開審査会において、学位申請者にたいして学位論文についての説明を求め、その内容および関連事項について諮問を行った。具体的には別紙の質疑応答がなされ、いずれも満足できる回答が得られた。</p> <p>以上の経緯から、審査委員会は、申請者が博士（農学）の学位を受けるに必要かつ十分な学力ならびに知見を有すると認めた。</p>	

学位申請者 氏名	NGUYEN THI NGOC THUONG
-------------	------------------------

【質問1】農地を収用された農民の中には農地を失った後も農業を継続している人がいるが、どのようにして農業を継続することが可能になっているのか。また、農地収用後に農業収入を増やしている農民は、どのようにしてそれを実現しているのか。

【回答1】農地収用後も農業を継続している農民については、主として二つのケースがある。第一は、必ずしも調査対象の農民全員が農地収用によって完全に農地を失ったわけではないため、収用されずに残った小地辺の農地で農業生産を継続しているケースである。第二は、農地が小地辺化したことで農業生産を放棄した複数農家から借地して農地を確保し農業を継続するケースである。次に、農地収用後に農業収入を増やしている農民は、保有農地の小地辺化に伴い、従前の稲作から需要増大が著しい高収益の野菜生産、養豚や養鶏など家畜生産に切り替えて農業の集約化を図っているケースが中心である。そのほかに、上述のとおり、借地によって以前よりも経営耕地面積を拡大して農業収入を増加させているごく少数の農民がいる。

【質問2】農地収用に際して支払われた補償金は誰に対して行われたものか。それは農家世帯の中の個人に支払われたのか。

【回答2】ベトナムでは、1986年にドイモイ政策開始され、1993年の土地法改革によって個別の農家世帯に対して土地利用権証が交付されることになった。その際、個別農家に割り当てられた面積は、世帯員1人当たりの割当基準面積に世帯員人数を乗じることで決定されたが、土地利用権証そのものは世帯を単位として交付され、世帯員個人に権利が認められたわけではなかった。そのため農地収用時の補償金も世帯員個人に対する支払いではなく、世帯を単位として行われた。

【質問3】農地収用の補償金は世帯人数に関係なく支払われたのか。

【回答3】先に回答したとおり、農地収用の補償金は各世帯が保有する土地利用権証の対価として支払われた。したがって、収用時点の世帯人数には無関係である。なお、補足だが、ベトナムの土地法では土地利用権の交換、譲渡、賃貸、転貸、相続、贈与、抵当権設定の権利が認められている。したがって、このような

権利を行使して当初配分されていた農地使用权が一部他者に移動したケースがあることも想定される。

【質問4】本論文の第4章の分析に関して、農業に従事していない世帯またはその個人も農地を保有していたのはどういうことか。

【回答4】一つは土地利用権証を保有しつつ農家・農民が耕作をとりやめた場合であり、これが主なケースである。二つは耕作を目的としないものの何らかの理由で土地利用権を取得した場合であり、これはごく稀なケースである。なお、都市化が進み農地の他用途転用が期待される地域では、土地利用権を資産的に保有する農家のケースが増えつつあるとみられる。

【質問5】先行研究との違いとして、本研究は個人の就業選択を対象とした調査研究であることを強調しているが、そのことによって明らかになったことは何か。

【回答5】端的にいうと、ベトナムの家族や農家では、これまで家父長制下の家長の強い支配的権限によって世帯の生計維持策が決定され、家族世帯員の就業選択も制約されてきたと考えられてきたのに対し、工業化の著しい経済成長期を迎え多様な就業機会が形成されてきたことで就業者個人の資質や能力が重視されるようになり、それを通じて生計維持策の選択においても世帯員個人の決定が重要な意義を持つことになってきたという変化を明らかにした。もちろん、それは完全な形ではないものの、少なからずベトナム農村の家族関係のあり方に変化が生じてきていることを指摘できたと考えている。また、既往の世帯を単位とした研究では必ずしも焦点が当てられていなかったUnemployed（非就業の個人）が大きく増加したという実態を明らかにした点が強調できる。

【質問6】本論文の第5章は、農地収用世帯のうち、すでに自作をしていなかった50世帯を除いて分析したということであるが、結論部分の「72%の農家個人が生計維持方策を変えた」という中に先の50世帯は含まれているのか。

【回答6】第5章は、収用当時農業に従事していた者のみを対象とした分析なので、その数には含まれていない。誤解を与える表現であったとすれば適切に修正したい。

【質問7】本論文の第4章では、土地収用された農家とされていない農家にかけてサンプルをとっているが、この2つのグループのあいだの差についても分析を行

ったか。

【回答7】御指摘のとおり、当初はこれら2つのグループの間に差があることを仮定して分析を行ったが、両者の就業選択に統計的に有意な差は確認できなかった。

【質問8】調査対象となった3つの村において、集落と農地の所在の位置関係はどうなっているか。農地収用に関して3つの村で違いはあるか。

【回答8】報告内ですでに説明したとおり、3つの村の居住地とそれらの農地の所在は、平均距離にしてそれぞれ約2.4km離れている。また、これもすでに説明したとおり、当該工業団地の開発によって3つの村で収用された農地面積に違いがみられた。このことは、報告でも触れたとおり、収用後に残った1戸当たり保有面積にかなりの差が認められることから容易に理解できよう。

【質問9】本論文の第4章と第5章の結果を比べると、前者では生計維持のための個人の就業選択に性差が有意に関係している一方、後者ではそうっていない。この結果の違いについてどう考えるか。

【回答9】家族や社会での役割に関して性差による差異が一般的に認められるベトナム社会において、性差が個人の生計維持策や就業選択に影響を及ぼすことは否定できないと考えている。なお、後者において性差が統計的に有意な要因として析出されなかったのは、2つの分析で参照先とした対象が正規賃労働従事と農業従事で異なっているため、そのことが影響したのでないかと考えている。

【質問10】事例地のような工業化に直面した農村での農家や農業の近い将来についての展望をどう考えるか。

【回答10】本研究での結果を踏まえると、農業の後退はある程度避けられないと考える。しかし、その中から農業経営を発展させる主体の萌芽がみられることも事実である。したがって、農業構造の著しい変化がいつそう進展するだろう。問題は農業経営の成長を図る主体をどう支援していくかではないか。この点は地域に残された農地資源の有効利用という点でも重要である。現状の工業団地の造成は、主に工業側の視点から優良農地を開発し、農業的利用の効率を阻む細分化を進めている傾向があり、加えて灌漑用水の汚染などの課題も指摘されている。地域農業の維持発展も視野に入れたバランスのとれた開発計画が必要と考える。